

令和6年第11回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和6年11月20日（水）午前9時30分開議

議 事 日 程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和6年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第4 意見聴取 財産（中学校・教育支援センター校務用パソコン）の取得について
- 日程第5 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第37号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第38号 瑞穂市保育所運営規程の一部を改正する訓令について
- 日程第8 議案第39号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について
- 日程第9 議案第40号 瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱について
- 日程第10 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第41号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第12 議案第42号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第13 議案第43号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第14 議案第44号 瑞穂市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について
- 日程第15 議案第45号 瑞穂市立小学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について
- 日程第16 教育長の報告
- 日程第17 そ の 他 事務局長
教育総務課長
給食センター課長
学校教育課長
幼児教育課長
生涯学習課長

閉会の宣告

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服 部 照

大 平 高 司

加木屋 加緒里

伊 藤 清 美

小 倉 真 治

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 佐 藤 雅 人

教育総務課長 平 光 光 幸

給食センター課長 松 野 光 広

学校教育課長 川 田 英 樹

学校教育課総括主幹 石 野 陽 子

学校教育課主幹 佐 藤 文 行

幼児教育課長 野 口 智 子

幼児教育課主幹 庄 司 洋

幼児教育課主幹 安 藤 浩

生涯学習課長 野 田 秀 樹

生涯学習課総括主幹 伊 藤 貴 範

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹 島 田 将 志

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○教育長 ただ今より、令和6年第11回瑞穂市教育委員会定例会を開会します。

日程第1 令和6年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第1 令和6年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

委員の皆様には事前にご確認いただいていると思いますが、異議等はありませんでしょうか。

異議がないようですので、令和6年第10回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することとします。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○教育長 日程第2 会議録署名委員の指名についてです。

今回は、伊藤委員よろしくお願いします。

日程第3 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について

○教育長 日程第3 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 日程第3 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めるものです。提案理由は、令和6年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるものです。

<資料により説明>

○教育長 質問等はございますか。

○伊藤委員 小学校費で光熱水費が152万円増額補正されていますが、中学校費等においては光熱水費の補正がありません。その必要がなかったということでしょうか。

○事務局長 小学校費のみ増額補正しているのは、夏休み期間に放課後児童クラブで利用したエアコン電気代の上昇が原因と分析しています。

○大平委員 来年度のクラス増に伴い電子黒板を新たに購入するとの説明がありましたが、

定期的に更新しているのか修繕して使い続けているのか教えてください。また、児童生徒に貸与しているタブレット端末の更新についても改めて教えてください。

○**教育総務課長** 今のところ、不具合が出たら修繕して使い続けることとしておりますので、修繕料の予算も計上しております。なお、タブレット端末については、来年度において全台一斉更新を計画しておりますが、財源の問題もあり現在検討中です。

○**加木屋委員** 今回、電子黒板の修繕料が計上されていますが、これまでの修繕状況と電子黒板の耐用年数がわかれば、タブレット端末も併せて教えてください。

○**事務局長** 詳細については不明ですが、修繕については毎年発生しています。耐用年数を見据えながら計画的に更新できると良いのですが、厳しい財政状況においては修繕で対応できるうちは修繕し、出来るだけ長く使用するようにしています。タブレット端末については、国の施策で何年ごとかに更新の通知があり財源も措置されますが、全台一斉に更新するかどうかは検討課題となっております。

○**大平委員** タブレット端末の貸与は、小学1年から中学3年まで持ち上がりですか。

○**学校教育課長** その通りです。

○**大平委員** 一斉更新がないと9年間使用することになるので、劣化しますね。

○**事務局長** <教育委員会全体の補正予算の概要について説明>

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第3 意見聴取 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）について、承認することとします。

日程第4 意見聴取 財産（中学校・教育支援センター校務用パソコン）の取得について

○**教育長** 日程第4 意見聴取 財産（中学校・教育支援センター校務用パソコン）の取得について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第4 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めるものです。提案理由は、令和6年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるものです。

10月2日に一般競争入札の開札があり、落札業者とは仮契約を締結しております。

○**教育長** 質問等はございますか。

○小倉委員 パソコンの仕様書は、機種指定ですか、機能指定ですか。

○教育総務課長 機能指定です。

○小倉委員 入札額に差があるので、機種が違うのだろーと思いました。

○教育総務課長 必要とする機能については、現在の使用環境に基づいて仕様書に定めておりますが、入札業者による仕様書の捉え方で差が出てきたものと推測します。

○伊藤委員 保守点検は別途必要ですか。

○教委総務課長 必要となりますので、指名競争入札により業者を選定する予定です。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第4 意見聴取 財産（中学校・教育支援センター校務用パソコン）の取得について、承認することとします。

日程第5 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第37号 瑞穂市保育所条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第7 議案第38号 瑞穂市保育所運営規程の一部を改正する訓令について

○教育長 日程第5 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてから、日程第7 議案第38号 瑞穂市保育所運営規程の一部を改正する訓令についてまでを一括議題とします。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 まず、日程第5 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求めるものです。提案理由は、令和6年第4回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるものです。

公私連携保育所型認定こども園の設置に伴い牛牧第1保育所を廃止するため、条例に定められている名称及び位置を削除するとともに牛牧第2保育所の名称を牛牧保育所に改めるものです。

次に、日程第6 議案第37号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、公私連携保育所型認定こども園の設置に伴い、牛牧第1保育所を廃止するため、規則の改正を行うものです。

この規則に定められている各保育所の認可定員について、牛牧第1保育所の欄を削除し、牛牧第2保育所の名称を牛牧保育所に改めるものです。

次に、日程第7 議案第38号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、公私連携保育所型認定こども園の設置に伴い、牛牧第1保育所を廃止するほか、所要の改正を行う必要があるため、訓令の改正を行うものです。

この訓令に定められている各保育所の名称、位置、利用定員について、牛牧第1保育所の欄を削除し、牛牧第2保育所の名称を牛牧保育所に改めるとともに、この機会に併せてその他の所要の改正も行うものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**伊藤委員** 公私連携保育所型認定こども園の定員はどうなりますか。

○**幼児教育課長** 定員は116名です。牛牧第1保育所では受け入れができていなかった3歳未満児を含みますので、受け皿としては民間移行することにより拡充を図っています。名称が変わる牛牧第2保育所については、現在、定員の最大限まで受け入れていしますので、これ以上の受け入れについて検討しているところですが、現段階では220名から変更していません。

○**小倉委員** 民間移行することで、受け入れ人数もサービスも充実するということですか。

○**幼児教育課長** その通りです。特に3歳未満児のニーズが昨年度急激に増加し、今年度も伸びている状況です。開園に伴って受け皿は広がるもののまだ十分ではないと考えております。

○**小倉委員** そのニーズは、保護者が早く仕事に復帰したいということでしょうか。

○**幼児教育課長** コロナ禍での働き控えの反動ではないかと考えられます。今年度、1歳児の申し込みが増加しましたので、その年齢になったら働きたいという保護者が多いのではないかと考えています。

○**伊藤委員** 30、40歳代の女性の就業希望率が年々高まっていて、そのことが3歳未満児のニーズの高まりにもつながっていると確認しています。3歳以上になると今度は、保育内容の充実を求められるようになり、保育所からこども園に転園するということが出てきているので、市全体としてどのように調整してバランスを保っていくのかがこれからの課題になると思います。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、まず、日程第5 意見聴取 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例については承認することとします。次に、日程第6 議案第37号 瑞穂市保育所

条例施行規則の一部を改正する規則について及び日程第 7 議案第 38 号 瑞穂市保育所運営規程の一部を改正する訓令については可決することとします。

日程第 8 議案第 39 号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について

○**教育長** 日程第 8 議案第 39 号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第 8 議案第 39 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 11 号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、瑞穂市保育所入所指導委員会規則第 4 条第 2 項の規定により、別紙の者を補欠の瑞穂市保育所入所指導委員会委員に委嘱するものです。

9 名の委員のうち 2 名について、年度替わりの異動に伴い変更となったものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

ないようですので、日程第 8 議案第 39 号 瑞穂市保育所入所指導委員会委員の委嘱について、可決することとします。

日程第 9 議案第 40 号 瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱について

○**教育長** 日程第 9 議案第 40 号 瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第 9 議案第 40 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 10 号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、健康保険証が廃止となることに伴い、要綱の改正を行うものです。

様式に定められている健康保険証の番号を記入する欄を削除するものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** マイナ保険証になったら記入の必要はないということですか。

○**幼児教育課長** 番号の記載がなくても実務的に事業に差し支えがありませんので、この機会に削除させていただくものです。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第 9 議案第 40 号 瑞穂市一時預かり事業実施要綱の一部を改正する要綱について、可決することとします。

日程第 10 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について

日程第 11 議案第 41 号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 12 議案第 42 号 瑞穂市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第 13 議案第 43 号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第 10 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてから、日程第 13 議案第 43 号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてまでを一括議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** まず、日程第 10 意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、意見を求めるものです。提案理由は、令和 6 年第 4 回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、教育委員会の意見を求めるものです。

中学校の体育館に冷暖房設備が設置されることに伴い、利用団体が冷暖房を使用する場合は 1 時間につき 2 千円を使用料に加算することについて市条例の改正を行うものです。1 時間あたりの消費電力量や近隣市町の状況も勘案して 2 千円に設定しました。

次に、日程第 11 議案第 41 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 10 号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、中学校の体育館に冷暖房設備が設置されることに伴い、利用団体が当該設備を利用する場合の使用料を追加するため、及び利用団体登録の基準見直しに伴い、規則の改正を行うものです。

先の案件のとおり冷暖房設備の使用料を追加することに伴う様式の改正と、学校体育施設を利用する団体の登録要件について、市内在住、在勤、在学の者の構成割合を 3 割以上から 5 割以上に改め、登録の有効期限を登録日から翌々年度の末日までと新たに定めるものです。

次に、日程第 12 議案第 42 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第

10号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、利用団体登録の基準見直しにあたり、規則の改正を行うものです。

公民館を利用する団体の登録要件について、先の案件と同様に改めるものです。

次に、日程第13 議案第43号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第1条第10号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、利用団体登録の基準見直しにあたり、規則の改正を行うものです。

体育施設を利用する団体の登録要件について、先の案件と同様に改めるものです。

○教育長 質問等はございますか。

○伊藤委員 冷暖房の使用料については、アリーナと柔道場の違いや冷房と暖房の違いによっても大きく異なってくると思いますが、その辺りも考慮して一律2千円とされたのですか。また、利用団体の構成割合を3割以上から5割以上とした場合、利用全体が減少するという懸念はないですか。

○生涯学習課長 電力量は広さや時期によって当然異なってきますが、令和5年1年間の月平均に基づいて計算しておりますし、近隣市町の状況も確認したところ一律料金となっていました。また、構成割合が5割以上の利用団体が実際にどのくらいあるのか確認したところ、全体の7割程度ありましたので、特に影響はないものと考えております。

○伊藤委員 市民から使用料がなぜ一律なのかとの質問が出たときに、市としてしっかりと説明できることが、冷暖房設備を使用できることの満足度につながっていくと思います。

○加木屋委員 使用料が1時間につき2千円というのは高額だなという印象を受けました。冷暖房設備の使用は自己申請制ですか。

○生涯学習課長 アリーナ部分については、窓口で購入していただくコインを機械に投入して使用する形です。その他の柔道場等については、コントローラーボックスに鍵を付けて、その鍵を貸し出す形で管理することとしております。

今回、冷暖房設備の使用料追加や利用団体登録の基準見直しといった大きな変更となりますので、会場を設けて説明会を開催し、利用団体の方のご理解を得たうえで進めていきたいと考えております。

○教育長 その他、質問等はございますか。

ないようですので、まず、日程第10 意見聴取 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例については承認することとします。次に、日程第11 議案第41

号 瑞穂市立学校体育施設開放条例施行規則の一部を改正する規則についてから日程第 13 議案第 43 号 瑞穂市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてまでは可決することとします。

日程第 14 議案第 44 号 瑞穂市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

○**教育長** 日程第 14 議案第 44 号 瑞穂市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 14 議案第 44 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第 1 条第 10 号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約に係る共済掛金の保護者負担額及び徴収について必要な事項を定めるものです。

日本スポーツ振興センターから当該規則を制定することについて通知があったことによるもので、これまで慣例で定めていた共済掛金の保護者負担割合について、他市町の状況も考慮して明確に規定するものです。

<資料により説明>

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 共済の対象を教えてください。

○**学校教育課長** 子どもたちの活動中のケガが主なものです。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第 14 議案第 44 号 瑞穂市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について、可決することとします。

日程第 15 議案第 45 号 瑞穂市立小学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について

○**教育長** 日程第 15 議案第 45 号 瑞穂市立小学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について、を議題とします。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第 15 議案第 45 号について、瑞穂市教育委員会事務委任規則第

1 条第 1 0 号の規定により、議決を求めるものです。提案理由は、小規模特認校制度による就学に係る定義や条件について明記するものです。

これまでもこの場で説明をさせていただいておりますが、来年度の制度開始に向けて要綱を新たに制定するものです。

○**教育長** 質問等はございますか。

○**大平委員** 第 5 条第 3 号の規定は、入学を考えている保護者からすると不安に感じるかもしれませんが、説明会ではどのように説明されますか。

○**学校教育課長** 基本的には入学から卒業まで就学していただくという説明をしますが、問題が起されば丁寧に対応させていただくということをお伝えします。また、第 7 条の承認の取消しの規定についても、柔軟に対応させていただくということを丁寧に説明します。

○**伊藤委員** 説明会は申し込み制ですか。また、就学の要件の 2 つ目に、P T A 活動及び小規模特認校の地域活動について十分理解し、積極的に協力することとありますが、住んでいる地域と両方の活動に参加するということを保護者が十分理解していただけるよう丁寧な説明が必要だと思います。

○**学校教育課長** 現在 3 件問い合わせをいただいておりますので、説明会について案内させていただきましたし、就学児健診の際にも周知し、興味のある方は参加していただくよう案内しております。

西小学校と中小学校は、地域や P T A の協力が大変手厚いので、気持ちよく協力していただける方には是非就学していただきたいという思いはありますが、任意ですので、丁寧に説明させていただきます。なお、両自治会や自治会連合会にはこの制度について説明をさせていただいておりますし、広報 1 2 月号にも掲載します。

○**教育長** その他、質問等はございますか。

ないようですので、日程第 1 5 議案第 4 5 号 瑞穂市立小学校小規模特認校制度に関する要綱の制定について、可決することとします。

日程第 1 6 教育長の報告

○**教育長** 日程第 1 6 教育長の報告です。

1 点目は、昨日までで市内全小中学校の研究発表会、公表会が終わりましたので、私の感じたことについてです。1 つは、自分の考えを積極的に発表したり、仲間と真剣に

話し合ったり、子どもたちが授業に大変意欲的に取り組んでくれているということです。また、中学校を中心にタブレット端末の意味ある使い方が増えてきていると感じました。2つ目は、学校全体で指導力の向上を図ろうとする姿勢を感じたことです。各学校はそれぞれ特色のある取り組みをしていますが、継続的な研究の営みを感じられ、それが子どもたちの成長につながっていると感じました。

2点目は、11月10日に開催された将棋フェスティバル in 瑞穂についてです。公開対局などが行われ、全国から将棋好きなど約440名が参加されました。打ち込める趣味があることはよいことだなと感じましたし、瑞穂市でも是非将棋文化を広げていけたらと思いました。

日程第17 その他

○**教育長** 日程第17 その他です。

事務局長。

○**事務局長** 11月7日に開催されました県内都市教育委員会事務局長会議の報告です。

水泳授業の民間委託の他市の状況ですが、21市中7市が民間委託済み、7市が予定なし、残りの7市が一部実施や検討中とのことでした。また、中には水泳授業自体実施していないという市もありました。

○**教育長** 教育総務課長。

○**教育総務課長** 特にございません。

○**教育長** 給食センター課長。

○**給食センター課長** 特にございません。

○**教育長** 学校教育課長。

○**学校教育課長** 1点目は、先ほど教育長からも報告がありましたが、10月1日から始まった市内10校1園の研究発表会、公表会が昨日11月19日に終了しました。委員の皆様にはご参観いただきましてありがとうございました。

2点目は、前回の定例会において大平委員よりご質問のあった小中学校の学校図書館での貸し出し冊数等の状況について調査しましたので、報告させていただきます。今年10月までの貸し出し実績から年間の冊数を計算しますと、小学校低学年で約170冊、中学年で約160冊、高学年で約125冊、中学生で約30冊となりました。昨年度と比較すると、小学生は10冊程度増えていますが、中学生は大きく変わっていない状況

です。学校での取り組み状況等についても調査しましたが、どの学校も図書館祭り等を実施して学校図書館の利用について働きかけたり、朝読書の時間を使って読書を推進したりしています。学校教育課としてはこのような調査を今後も定期的の実施して、結果については管理職に情報提供していきたいと思います。また、ビブリオバトルへの参加の周知についても今後強化していきたいと思います。

○教育長 幼児教育課長。

○幼児教育課長 1点目は、令和7年度の保育所の入所申し込みの状況についてです。例年並みの500件ほどの申し込みがあり、入所調整を行って、11月8日に内定通知等を発送しております。はなみずきこども園の開園に伴い、受け皿を少し増やしておりますので、昨年度ほど厳しい状況ではございませんが、ご希望に沿えなかった保護者からの相談を現在受け付けております。

2点目は、保育所でのオムツのサブスクについてです。11月からの2か月間を無料お試し期間としており、現在約150名が利用されています。アンケートを実施したところ半数以上の方が、有料になっても継続して利用したいと回答されました。サブスクの導入によって保護者の負担は軽減されますが、保育所の業務は増えますので、本格導入に備えたいと思います。

○教育長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 先ほど教育長からも話がありましたが、11月10日に開催された将棋フェスティバル in 瑞穂には大勢の方にご来場いただき、盛況のうちに終了することができました。委員の皆様にもご来場いただきましてありがとうございます。

今後の予定についてですが、11月22日から24日まで瑞穂市美術展の少年の部、12月6日から8日まで同一般の部が開催されます。12月21日には第24回ネオクラシックコンサートが、今年度はクリスマスジャズコンサートと題して開催されます。チケット等の準備が整いましたら、委員の皆様にもお送りいたします。

現在、瑞穂市図書館本館において中山道美江寺宿に焦点を当てた企画展を開催しております。11月24日までの期間となっておりますので、是非ご覧いただけたらと思います。

○教育長 それでは次回以降の予定について確認させていただきます。

まず、第12回定例会は、12月23日（月）午後2時00分から、3-2会議室で開催します。

令和7年第1回定例会は、1月22日（水）午後2時00分から、同じく3－2会議室で開催しますのでよろしくお願いします。

閉会の宣言

○教育長 これをもちまして、令和6年第11回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

閉会 午前11時15分

瑞穂市教育委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和6年11月20日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

伊藤 靖美

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。